

## 静岡市議会議員選挙啓発業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 事業の目的

本業務は令和7年3月23日執行予定の静岡市議会議員選挙において、選挙名、投票日等を広く市民に周知し、有権者に投票参加を呼び掛けることを目的に行う。キャッチコピーやデザインの統一化を図り、ポスターやSNS広告、イベントなどをとおして有権者の投票行動を促進するよう、効果的・効率的な啓発を行うものである。

### 2 プロポーザルの目的

本業務は、令和7年3月23日執行予定の静岡市議会議員選挙の啓発に伴う企画・実施等を行うものである。令和5年4月に執行された、統一地方選挙の投票率が静岡合併後最低であったことから、昨年度、投票率向上について学識経験者・教育関係者・メディア及び民間事業者などからなる「どうする投票率研究会」を立ち上げ、投票率向上について、根本から分析を行い、投票率向上策の検討を実施した。その中で、啓発方法についても大きく見直し、実施することとした。

有権者全体への啓発はもちろん、若年層(10代・20代)の投票率が特に低いため、若年層を意識した啓発事業を実施し、有権者に確実に届く魅力的な内容とするためには、専門的なノウハウと企画力を公募により広く事業提案させることが円滑な業務実施に資することから、公募型プロポーザル方式を実施するものである。

### 3 業務の概要

#### (1) 業務名

令和6年度 選管委第1号 静岡市議会議員選挙啓発業務

#### (2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月23日(静岡市議会議員選挙投票日)まで

#### (4) 見積上限額

600万円(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)

※上記記載の上限額を超えた者は失格とする。

#### (5) 担当

静岡市選挙管理委員会事務局 平井

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎16階

TEL: 054-221-1138 FAX: 054-254-0035

Mail: senkan@city.shizuoka.lg.jp

#### 4 参加資格

参加者は次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成31年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものでないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (6) 静岡市内に本店又は支店・営業所を有すること。

#### 5 実施スケジュール

| 内容         | 期限等                                  | 注意事項                                 |
|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 質問書受付期限    | 令和6年6月24日(月)<br>午後5時まで               | 質問書【様式5】を提出してください。<br>※詳細は「6」に記載のとおり |
| 企画提案書等提出期限 | 令和6年7月16日(火)<br>午後5時まで               | 紙媒体で7部提出してください。<br>※詳細は「8」に記載のとおり    |
| 書類審査       | 令和6年7月17日(水)<br>～令和6年7月23日(火)        | ※詳細は「9」に記載のとおり                       |
| 審査結果の通知    | 令和6年7月26日(金)<br>午後5時までに電話にてご連絡いたします。 | 審査の参加者に、電話及び書面にて通知します。<br>(書面は後日送付)  |

## 6 質問書受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について、不明な点があるときは、「質問書【様式5】」に記載の上、提出すること。

### (1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びFAXでの提出は受け付けない。また、電子メールを送付した際には、必ず電話にて受信確認すること。

なお、質問メールのタイトルは、「静岡市議会議員選挙啓発業務質問書（質問者（社名）」とすること。

### (2) 提出先

静岡市選挙管理委員会事務局

Mail : senkan@city.shizuoka.lg.jp

### (3) 受付期間

令和6年6月24日（月） 午後5時まで

### (4) 回答方法

回答を作成次第、令和6年7月8日（月）午後5時までに随時静岡市ホームページの事業者募集のページ（静岡市トップ>しごと・産業>事業者の方へ>事業者募集）に掲載するとともに、質問者宛てにメールにて回答する。

## 7 提出書類等

### (1) プロポーザル参加申請書及び添付書類

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| ア 参加申込書【様式1】            | (1部) |
| イ 会社概要書【様式2】            | (1部) |
| ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】 | (1部) |
| エ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書  | (1部) |
| オ 納税証明書                 | (1部) |

### (2) 企画提案書

- ア 企画提案書、実施体制及び実施計画資料、過去の実績資料（紙媒体7部）

※詳細は「8」に記載のとおり。

- イ 参考見積書 (1部)

※税込み（税率は10%）、総額及び事業ごとの金額・内訳を記載すること。

### (3) 提出方法

郵送又は持参

### (4) 提出期限

令和6年7月16日（火）午後5時まで

### (5) 提出先

静岡市選挙管理委員会事務局

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎16階

TEL : 054-221-1138 FAX : 054-254-0035

Mail : senkan@city.shizuoka.lg.jp

## 8 企画提案書の作成について

別紙2「企画提案書等作成要領」のとおり

## 9 審査及び審査項目について

### (1) 審査について

#### ア 審査期間

令和6年7月17日（水）～令和6年7月23日（火）

#### イ 審査方法等

(ア) 本市が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者からの企画提案書を審査する。

(イ) 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごと数値化して採点し、その採点結果の平均点数が最も高いプロポーザル参加者を契約予定者として選定する。

最高平均点事業者が同点で複数存在した場合は、審査項目において「1提案に対する評価（3）自由提案項目（配点40点）」の平均点で比較し、なお同点だった場合には、「1提案に対する評価（1）（2）のうち、配点15点の2項目」の合計の平均点で比較し得点の高い者を選定する。

なお平均点が同点の場合は、委員長を除く5名の審査員による多数決で選定する。

(ウ) 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の平均点数が7割未満だった場合は、契約予定者として選定しない。

(エ) 審査は非公開とする。

#### ウ 審査結果

##### (ア) 審査結果の連絡

審査結果は、速やかに、プロポーザル参加者全員に連絡する。

##### (イ) 審査結果の公表

提案者名、審査結果については、公開することができるものとする。

##### (ウ) 審査結果等に関する問い合わせ

審査結果等についての問い合わせには応じない。

## 10 契約の方法等

(1) 契約予定者との見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。

(2) 契約予定者と協議のうえ、提案内容に変更を加える場合には、委託料の額を調整することがある。

(3) 契約予定者と協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。

(4) 契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。その場合、選定を取り消されたものは、損害賠償金（契約予定価格の100分の3）を支払うものとする。

## 11 無効・失格

- (1) 提出期限に遅れた企画提案は無効とする。
- (2) 他の企画提案者の企画提案参加を妨害する行為、又は企画提案事務担当者の職務執行を妨害する行為を行った者の企画提案や正常な競争を妨げる目的をもって談合したことが認められる企画提案は失格とする。
- (3) 提出された企画提案書等に虚偽又は不正の記載が判明した場合は失格とする。
- (4) 記名、又は署名のない企画提案は無効とする。
- (5) 費用見積額について市が予め設定した見積限度額を超えた企画提案は無効とする。
- (6) 金額が不明な企画提案は無効とする。
- (7) その他企画提案に関する条件に適合しない企画提案は無効とする。
- (8) 委託候補者が選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。
- (9) 申し込みから締結日までの間において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）による入札参加停止措置の期間中の者であったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。

## 12 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格とする。
- (5) やむを得ず参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により選挙管理委員会事務局宛てに提出し、市から提供された資料全てを遅滞なく返還すること。
- (6) 提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。
- (7) 採用された企画の著作権は、静岡市に帰属する。
- (8) 採用された企画に基づき、報道発表資料の作成に協力すること。
- (9) 提出された企画提案書は提出者に無断で評価以外の用途には使用しない。ただし、市は委託候補者に選定された参加者の企画提案書について、静岡市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (10) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は協議により定める。

## 問合せ

静岡市選挙管理委員会事務局 平井

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所静岡庁舎 16 階

TEL : 054-221-1138 FAX : 054-254-0035

Mail : senkan@city.shizuoka.lg.jp